

●第47回労働施設検討会議（R1.12.23開催）

○「労働施設の配置場所は南側とする」ことに関する付帯条件

付帯条件①：センター跡地の北側に設けられる住民福利並びににぎわい作りのゾーニングは3月までに決定して欲しい。

付帯条件②：その中身についてはこれまでの地域の人たちの要望並びに文脈を踏まえて早急に具体的な案を作って欲しい。

付帯条件③：センター跡地の売却については、認めない。

反映

●第11回あいりん地域まちづくり会議（R2.3.23開催）

○会議の合意事項として「あいりん総合センター跡地等利用イメージ」を策定

- ・「住民の福利・にぎわいエリア」「労働エリア」の2つのエリアを設定
- ・「住民の福利」「にぎわい」「労働」の3つの機能につき、地域の要望等を集約

煮詰め

各検討会議等における意見の煮詰め作業

●第12回あいりん地域まちづくり会議（R2.10.14開催）

○会議の合意事項として「あいりん総合センター跡地等に求める機能について」を策定

- ・「住民の福利」「にぎわい」「労働」の3つの機能を、相当程度具体化

特に考えるべき部分⇒跡地等の利活用の方向性

（北側敷地）

- ・ 住民の福利機能の実現に向けた建物の建設や事業実施に必要なコストについては、にぎわいエリアを中心に財源を生み出す知恵を出していく必要がある（事業の継続性が見込める持続可能な地域貢献事業を検討すること）。

- ・ 住民の福利機能やにぎわい機能に対する要望を具体化するためにも、優先順位やインシャル及びランニングコストを含めてリアリティを検証すること

- ・ すべての機能を入れると大きな空間が必要となるため、現施設の検証をはじめ市は方針を示すこと

（融合空間）

- ・ 南北敷地（府・市）が接続するエリアについては、相互連携を意識した融通の利くハツファエリアとして位置付け、府と市の施設（機能）が有機的につながるよう配慮すること

●第5回跡地WS（R3.2.2開催）

○左記を受けて行政から提案⇒内容は未確定（北側敷地）

- ・ 土地・建物で「福利」「にぎわい」の2つの機能を確保する。

⇒付帯条件①への回答（詳細は検討継続）

- ・ 住民への助けとなる機能や住民に便利な機能などを有する施設を配置する。

⇒付帯条件②への回答（詳細は検討継続）

- ・ 来街者を含む多様な人々が訪れ、新たなにぎわい創出に資する施設を配置する。

⇒付帯条件②への回答（詳細は検討継続）

【実現手法】（詳細は検討継続）

- ・ 土地を売らない方向で検討

⇒付帯条件③への回答

- ・ 公民連携の手法で財源を生み出すことを提案

→ 行政コスト等は令和3年度事業で検討

（融合空間）

- ・ 南北の両機能を融合するための多目的広場を導入（詳細は今後検討）

→ 広場とすることで多様な用途に対応させている。（詳細は検討継続）